

# 第196回徳島県情報公開審査会会議

## 議 事 録

1 開催日時

令和4年8月2日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

県庁11階 審問室及びオンライン会議

3 出席者

(1) 委員

大森委員，鎌谷委員，小田切委員，真鍋委員

(2) 事務局

河井県庁ふれあい室長 ほか

4 審議の内容

(1) 徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）について

(2) 不服申立事案の審議

## 1 開 会

会 長 代 理 　ただ今から、第196回徳島県情報公開審査会を開会いたします。

はじめに本日の審査会について、定足数の確認をします。

委員5名のうち4名が出席していますので、徳島県情報公開審査会規則第3条第2項の規定により審査会が成立していることを報告します。

本日の会議では、まず、「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）」について公開審議を行い、その後、会議を非公開として不服申立事案について審議を行います。

## 2 審議

### (1) 徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）について

会 長 代 理 　はじめに、徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）について、審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　県では、現在、公文書の管理に関する条例の制定に向けて準備を進めております。この度、条例の素案の作成に当たって、有識者の御意見をお聞きしたいと考えております。情報公開審査会に置かれましては、情報公開制度を通じて公文書の取扱いに関して知見を有しておりますので、条例素案について審査会にお諮りするものです。

それでは、条例素案の案について担当課である法制文書課から御説明いたします。

事 務 局 　法制文書課長の美原と申します。よろしく申し上げます。それでは、徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）の素案の案につきまして御説明させていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。こちらはこれまでの検討経過等について記載しております。まず1番目といたしまして、国の動向です。平成23年に公文書管理の適正化を図るため、公文書等の管理に関する法律が施行されております。その後、公文書の電子化を進める方針のもと平成30年から平成31年にかけて公文書の適正の確保のための取組について、それから、行政文書の電子管理についての基本的な方針というものが示されております。更に昨年7月、公文書管理委員会デジタルワーキンググループの報告を受けまして、本年1月から2月にかけて電子媒体での管理が基本であることをルール化する等、法施行令やガイドラインの改正、課長通知の発出等が、国において行われているところでございます。一方、都道府県においても国の動きに合わせまして、本年4月1日までに1都13県において、公文書の管理

に関する条例が制定されているところです。本県といたしましても、令和2年3月に庁内組織として、徳島県公文書等管理条例検討会議を設置並びにその下部組織として、実務担当者で構成いたします「現行公文書」及び「歴史的公文書」の2つの部会を設け、検討作業を行ってきたところでございます。その検討の流れを受けまして、6月定例会総務委員会におきまして、徳島県公文書等管理条例（仮称）の骨子案を報告させていただきました。

次に、制定方針とポイントです。法律や先行都県の例を参考といたしまして、目的の明確化や職員の意識の向上を図ることで、公文書のより適正な管理と県民からの信頼性を高めることを制定方針としております。ポイントといたしまして3つ掲げておりますが、公文書の作成から整理・保存、移管・廃棄までのライフサイクルについて統一的に規定すること、2つ目といたしまして、文書館に移管された歴史的文化的価値を有する公文書等の保存・利用手続について規定をすること、3つ目といたしまして、業務の効率化や県民の利便性の向上につながるデジタル技術を利用した公文書管理のDX化を努力義務として規定することとしております。

次に、条例の具体的な中身について説明したいと思います。8ページを御覧ください。6月9日議会総務委員会におきまして報告した内容でございます。こちらで説明させていただきますのは、中段の図です。条例の目的骨子といたしまして、条例の対象となる公文書等のイメージ図というものを作成しております。公文書等管理条例（仮称）が対象としますのは、実施機関の職員が作成・取得する現用の公文書でございます。この中には、歴史的文化的価値を有する公文書等がございますが、これが文書館に移管される、あるいは民間の方から寄贈等されたもの、そうすることによって文書館に配架された特定歴史公文書等、こちらの方も対象といたします。よってこの2つを合わせまして公文書等という整理としております。

それでは、3ページを御覧ください。今回の情報公開審査会に諮問させていただきたいと考えておりますのは、3ページ及び4ページから7ページまでの公文書管理条例（仮称）の素案の案です。3ページが概要版、4ページから7ページが詳細版となっております。主要な部分について、詳細版により説明させていただきたいと思っております。

まず、4ページを御覧ください。1の（1）の目的です。こちら文章として書いておりますが、主に3つの視点があります。まず、1つ目が、公文書等が県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑みということ、管理に関する基本的事項を定めることにより適切な保存利用を図ること、3つ目といたしまして県等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすること、これらを記載しております。具体的に説明しますと、県民が主体的に利用し得るということは、公文書管理において県民の視点に立つことを明確にすること、2つ目の基本的

事項を定めるということは、この条例そのものの説明でございます。3つ目の現在及び将来の県民に対する責務とは、現用文書については、情報公開請求が主として現在の県民への説明であることに加えまして、特定歴史公文書等の利用という文書のライフサイクル全体を対象とした公文書管理法制を定めることで、将来の県民に対する説明責務も果たし得るものと考えております。この目的の内容につきましては、法律や先行他都県の条例等に共通する内容となっているところでございます。

次に、(2)の定義でございます。①の実施機関でございますが、記載しておりますように、現在、情報公開条例で定めております実施機関と同一となるよう調整をしているところでございます。2つ目の公文書の規定でございます。実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう、ということで定めております。現在の情報公開条例とほぼ同様の内容を規定するものと考えております。④につきましては、特定歴史公文書等ということで、文書館に移管された歴史公文書等を指すものでございます。

次に、2の公文書の管理ですが、こちらは主に現用公文書の管理について規定するものでございます。(1)の文書の作成のところを御覧ください。実施機関の職員は、先ほどの目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に係る過程並びに実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないと定めております。こちら、法律や他県の動向を俯瞰して作成したものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。移管又は廃棄についてです。保存期間が満了した公文書ファイル等は、文書館に移管するか廃棄することを定めております。廃棄の場合はあらかじめ文書館長に協議し、文書館長が歴史公文書等に該当すると認めるときは、文書館に移管することが定められております。なお、実施機関は移管した文書が後で述べます利用制限に該当する場合であるときは、その旨の意見を付さなければならないということを定めております。それから、(7)の電子情報システムの利用でございますが、DX化の努力義務を定めたものでございます。

次に、3の特定歴史公文書等の保存、利用等でございます。文書館に移管された特定歴史公文書等は目録を作成し、その目録に基づき県民の利用に供することとなります。現在の文書館管理規則では、作成されてから30年を経過しない公文書や個人の秘密保持等の理由により適当でないものは、閲覧等の利用に供しないものと定めておりますが、新たに定める公文書管理条例では、30年を待たずとも利用に供することができるよう情報公開条例と同様の利用制限規定を定めるものでございます。(2)の利用請求及びその取

扱いの①ですが、どのような情報が利用制限の対象になるのかについて、5ページから6ページにかけて詳細に記しています。この内容は、個人情報や法人情報等、ほぼ情報公開条例と同様のものですが、特定歴史公文書等は既に実施機関では用いられていない非現用文書ですので、特定の情報を公開することで実施機関の事務事業の遂行に支障をきたす事態は想定されていないものであることに鑑み、そういった内容は、情報公開条例とは違っているというものでございます。また、民間から寄贈された文書あるいは汚損のおそれがある場合についても利用制限の対象としております。6ページの(2)の②のところでございますが、利用請求をされた文書館長は、利用制限を判断するにあたり、いわゆる時の経過を考慮するとともに実施機関からの意見が付されている場合には、それを参酌しなければならないことを定めるものでございます。

続いて7ページの(5)審査請求についてですが、利用決定等に係る審査請求に関しまして、情報公開条例と同様に審理員による審理手続の適用除外、第三者機関に対する諮問等について定めることとしております。なお、こちらにつきまして、情報公開審査会の方から御意見をいただきたいと考えております。この審査請求に関する諮問機関についてでございますが、3点ございまして、利用制限の事由が情報公開条例と同様のものであるということ、2つ目といたしまして、答申にあたっては情報公開条例の解釈運用と軌を一にすべきものである、そういう必要があるということ、3つ目といたしまして、情報公開審査会につきましては、現用文書と非現用文書の違いはあるものの、公文書の開示の適法性について知見を有する専門家から組織されているものと認識しております。そのため、情報公開審査会に諮問機関の役割をお願いしたいと考えているところでございます。

最後に4の雑則でございますが、(3)の研修におきまして、実施機関による研修の実施を定めております。例えば、条例制定に合わせまして、作成すべき文書や文書の整理方法についてガイドラインを作成する予定でありまして、条例が適切に施行されるようにしたいと考えているところでございます。以上が、素案に対する説明でございます。

2ページを御覧ください。今回、条例素案につきましては外部有識者といたしまして、情報公開審査会と文書館の運営の諮問機関でございます文書館協議会の双方に意見を伺うこととしております。情報公開審査会におかれましては、特に意見を伺いたい部分につきまして整理をしておりますので、2ページの素案の論点を御覧いただけたらと思います。まず、上から3つですが、目的規定、公文書の定義、文書の作成義務について、いずれもこの条例の根幹をなすものと考えているので、こちらの内容が妥当かどうか答申をいただければと考えております。4点目といたしまして、利用制限が必要な場合について情報公開条例との比較の観点から意見を伺えればと思います。そ

の上で5番目ですが、審査請求における諮問機関におきまして、先ほど情報公開審査会にお願いしたいと説明させていただきましたが、このことが妥当かどうかについて御意見をいただけたらと思います。諮問の内容については、以上です。

最後に、その他といたしまして、今後のスケジュールについてですが、今回の条例素案の案ですが、情報公開審査会と文書館協議会のそれぞれに御意見をいただいた上で、条例素案として9月議会の定例会で報告の後、パブリックコメントを行う予定としております。その後、条例案を最終的に確定し、令和5年2月定例会に上程し、施行は令和6年4月からということ想定しています。私からの説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

会長代理 ただいまの説明について御意見・御質問等がありましたら、御発言ください。

委員 資料の2ページに書いてある素案の論点についてということでしょうか。

会長代理 細かい点も含めて確認しておきたいところ、気になったことは御発言いただければと思います。

委員 利用できる主体というのは、県民に限るのか、それとも県民に限らないのでしょうか。

事務局 文書館の資料を活用することなので、県民に限るという規定となっていないと思います。

委員 県民に限らないのであれば、目的規定の①の2行目で「県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み」というところで「県民が」と主語を付ける必要性はないと思ったので、修正か削除の方が分かりやすくなると思いました。

事務局 他県においても県民共有の資源であると定めています。利用は、県民に限ったことではないのですが、公文書の作成は、あくまで県政の県民に対する責任であるということもございます。

整理して次回、どういう考え方で記載させていただいているかということをお説明させていただければと思います。

委員 よろしく申し上げます。

- 委員 今の御指摘ですが、私は意見を異にします。県民以外でも取得はできるということですが、条例なので、県民という主語でも良いかと思っています。
- 公文書の作成義務についてですが、どの程度の範囲の文書を含めているのかということをお伺いします。書き留めておいた職員のメモがあると思いますが、そういうものも公文書の範囲に含めるのでしょうか。業務上作成された文書というのは、どこで線を引くのかということをお聞きしたいと思います。
- 事務局 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」ということと、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの、いわゆる組織共用性を必要とするという規定を入れております。現在の情報公開条例とほぼ同様の内容でして、メモ書きしたものであったとしても、組織内で共用し県政に用いるということがない場合には、公文書の定義には該当しないと考えております。こちら、他県の条例や各法律と同じような規定とすることを考えております。
- 委員 メモ書きのようなものも、組織的に共用しているかどうかで、一つの線引きをするということですね。組織的に共用というのは、どういう状態になるのでしょうか。
- 事務局 具体的にどの程度が組織共用となるのか、ということですが、基本的に決裁を経たもの、会議資料や実施機関として組織的に活用したものを考えております。具体的に、明確にしていきたいと思います。現在の情報公開条例と組織共用性については、同じ考え方だという認識です。
- 委員 決裁をもらったものは当然として、部署内で他の人に見せたり報告したりということを用意しているものは、公文書として扱うということですね。あくまで個人的な書留で、そういうことを予定していないものについては、範囲外という理解でよろしいでしょうか。
- 事務局 端的に言いますと、電話で聞き取った内容を書き留めたものは、公文書ではないということです。
- 委員 特定歴史公文書等の利用制限についてですが、具体的にどういうケースがあるのかが想像がつかないのですが、お考えの事例はありますか。
- 事務局 例えば、文書の中に個人名や会社に関する営業情報が入っているものがあります。現在の情報公開条例に基づく公開請求があった場合、非公開の条件

となることがあります。文書館に移管されたものといっても、最初は、現用公文書として作成されたものなので、そのような情報が入っているものもあります。時の経過という概念がありますが、保護すべき情報については、時が経過することによって、まだその秘密を保持する必要があるもの、又は既に公表しても構わないものといったものに分かれるものと考えます。具体的には、保存期間が満了しても個人に関する情報が保護すべき状況であるものについては、非公開の対象になるという考え方です。

委員 特定歴史公文書という言葉を知ると、蜂須賀公とかのイメージなので、もはや歴史上の人物の話というイメージを持っていたのですが、比較的近い現在においても活動していたり、生存したりという方の情報を記載されている文書が含まれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員 分かりました。

委員 他の1都13県において条例制定されているようですが、他県と比べて徳島県でオリジナリティを出している部分はあるのでしょうか。

事務局 各県様々な公文書管理条例を制定してしまっていて、例えば文書館といった設備がない県でも公文書管理条例を制定しているところもあります。電子情報システムの利用を努力義務として盛り込んだところが、本県の特徴であると考えています。

委員 ありがとうございます。

委員 審査請求における諮問機関に関してですが、他の都道府県で幾つかケースがあるかと思えます。公文書管理の委員会を作ってそこが引き受けているところもあると思えますし、幾つかやり方があると思えます。徳島県では当審査会が諮問機関になるということですが、これについては、どのような検討をされたのでしょうか。

事務局 諮問機関として情報公開審査会になるということですが、他県の状況を見ますと、公文書管理委員会を定めるもの、情報公開審査会を定めるものの大体2つのパターンになります。

本県の場合、文書館に文書館協議会という文書館の運営に関する諮問機関があります。利用制限を定めるということになりますと、基本的には情報公

開条例と同様の審査が必要ということとなります。利用申請があつて文書館長が、これを制限させますよと判断したところで、その制限が情報公開条例と同じような考え方に該当するかを判断する必要がある、といったことを考えますと、やはり、情報公開審査会における知見を御活用いただくことがより適切ではないかと思ひまして、情報公開審査会にお願いすることに至つたということです。

委員 5名で頑張って審議をしていますが案件も多いので、より業務が増えると大変になるかと思ひました。他県では公文書管理委員会を置いて分担しているというやり方もあるので、運営の方が少し気になりましたが、方向性については異論はありません。

委員 スケジュールの説明をいただきましたが、9月議会で報告するという事なので、次の審査会でも検討させていただけるということになりますか。

事務局 次回の9月1日の審査会で内容の審議をしていただければと思ひております。9月の後半にもう一度日程を設けていますので、9月の2回の審議でいろいろと議論をしていただければと思ひます。

委員 9月の2回の審議を経てから議会ということですね。

会長代理 他に何かありますか。

委員 ( 特になし )

会長代理 事務局からの補足等もありませんか。

事務局 ( 特になし )

会長代理 では、次回、これらの論点を中心に調査審議を継続することとします。

会長代理 公開審議は以上で終了です。

ここからの審議は、不服申立て事案についてのものとなります。

徳島県情報公開条例第26条の規定により、不服申立て事案の審議は公開しないこととなっておりますので、委員及び事務局以外の方には退室をお願いいたします。

( 以下 非公開審議 )